

2020年9月吉日

代理店各位

株式会社クレデンス

保証審査申込時の健康保険証の取扱いについて（10月1日～）  
（被保険者記号・番号等の告知要求制限対応）

拝啓

初秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年10月1日より、健康保険法等の一部改正に伴い、個人情報保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に保険者番号及び被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が施行されます。このため、保証委託申込時の本人確認を目的とする健康保険被保険者証の取り扱いに関しまして、下記の通りご案内させていただきます。

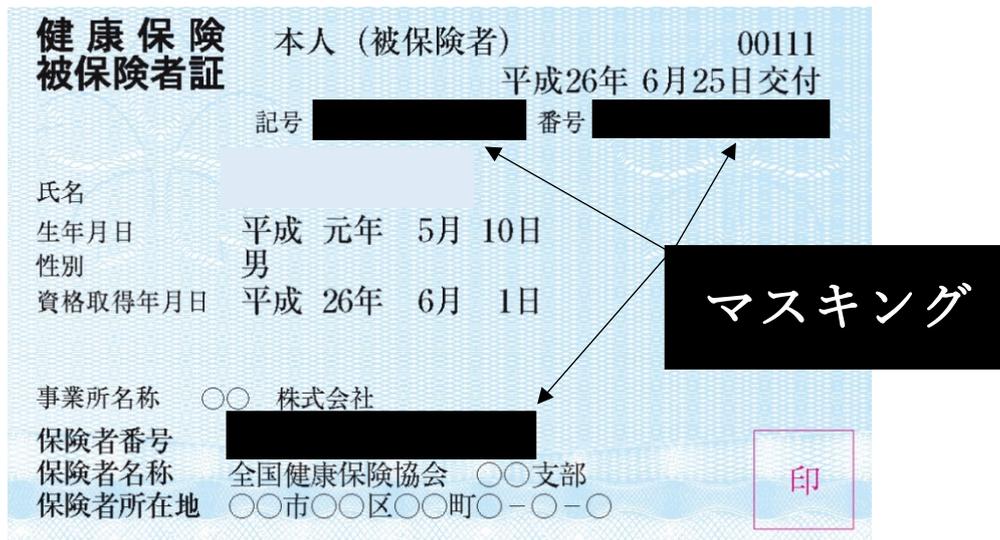
お手数をおかけしますが、代理店各位には、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 保証委託申込時の本人確認書類として、被保険者証の写しをご提出いただく際は、保険者番号、被保険者記号・番号にマスキングを実施した上で送信をお願い致します。

<参考例>



2. 運用開始日

2020年10月1日以降の保証委託申込受付分より

以上